

議案第 29 号

消費税率等の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案

消費税率等の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

消費税率等の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

(桐生市立学校施設使用条例の一部改正)

第1条 桐生市立学校施設使用条例(平成21年桐生市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第6条関係)

学校施設使用料

区 分		使用料	
教室		1室につき 230円	
体育館	小学校、中学校	1,100平方メートル未満	1,150円
		1,100平方メートル以上	1,570円
	高等学校	2,340円	
校庭		350円	

(桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成8年桐生市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第10条関係)

分類	施設名	入場料	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	延長又は繰上げ(1時間につき)	
シルクホール及び小ホール	シルクホール	平日	無料	11,950円	17,930円	23,910円	4,920円
		1,000円以下	14,350円	21,520円	28,700円	5,860円	
			1,000円を超え2,500円以下	35,880円	53,820円	71,760円	14,660円
			2,500円を超え4,000円以下	43,050円	64,580円	86,120円	17,600円
			4,000円を超えるとき。	47,840円	71,760円	95,680円	19,590円
	土日	無料	14,940円	22,420円	29,890円	6,070円	
1,000円以下	17,930円	26,910円	35,880円	7,330円			

	休	下					
		1,000 円を 超え 2,500 円以下	44,850 円	67,270 円	89,700 円	18,330 円	
		2,500 円を 超え 4,000 円以下	53,820 円	80,740 円	107,650 円	22,000 円	
		4,000 円を 超えるとき。	59,800 円	89,700 円	119,600 円	24,510 円	
	小ホール	平日	無料	3,620 円	5,390 円	7,200 円	1,460 円
			1,000 円以下	4,350 円	6,470 円	8,640 円	1,780 円
			1,000 円を 超え 2,500 円以下	10,890 円	16,170 円	21,620 円	4,400 円
			2,500 円を 超え 4,000 円以下	13,070 円	19,410 円	25,940 円	5,340 円
			4,000 円を 超えるとき。	14,520 円	21,570 円	28,830 円	5,860 円
		土日休	無料	4,480 円	6,770 円	9,020 円	1,880 円
			1,000 円以下	5,380 円	8,140 円	10,820 円	2,200 円
			1,000 円を 超え 2,500 円以下	13,450 円	20,340 円	27,070 円	5,550 円
			2,500 円を 超え 4,000 円以下	16,140 円	24,400 円	32,480 円	6,600 円
			4,000 円を 超えるとき。	17,940 円	27,120 円	36,100 円	7,330 円
	ホール附属室	リハーサル室 1		1,650 円	2,500 円	3,310 円	620 円
リハーサル室 2		950 円	1,380 円	1,910 円	410 円		
練習室 1		420 円	580 円	840 円	200 円		

	練習室 2	360 円	580 円	740 円	100 円	
	楽屋 1 号	740 円	1,060 円	1,390 円	310 円	
	楽屋 2 号	1,270 円	1,910 円	2,670 円	520 円	
	楽屋 3 号	630 円	850 円	1,170 円	200 円	
	楽屋 4 号	630 円	850 円	1,170 円	200 円	
	楽屋 5 号	420 円	740 円	960 円	200 円	
	楽屋 6 号	420 円	740 円	960 円	200 円	
	楽屋 7 号	960 円	1,390 円	1,910 円	410 円	
	楽屋 8 号	630 円	850 円	1,170 円	200 円	
	楽屋 9 号	960 円	1,390 円	1,910 円	410 円	
展示室	展示室(全室)	午前 9 時から午後 10 時まで 13,980 円			1,040 円	
	展示室(半室)	午前 9 時から午後 10 時まで 6,980 円			520 円	
学習室	音楽練習室	840 円	1,220 円	1,650 円	310 円	
	ダンス練習室	690 円	1,060 円	1,430 円	310 円	
	アトリエ A	530 円	790 円	1,010 円	200 円	
	アトリエ B	480 円	690 円	950 円	200 円	
	AV 編集室	200 円	260 円	360 円	100 円	
会議研修室	スカイホール	全室	19,920 円	27,760 円	38,440 円	7,750 円
		A	11,850 円	17,830 円	23,700 円	4,810 円
		B	9,600 円	13,880 円	19,220 円	3,870 円
	第 1 会議研修室	3,520 円	5,340 円	7,150 円	1,460 円	
	第 2 会議研修室	2,130 円	3,200 円	4,270 円	830 円	
	国際会議室	4,480 円	5,980 円	8,210 円	1,670 円	
	和室	2,130 円	3,200 円	4,270 円	830 円	
	応接室 A	420 円	740 円	960 円	200 円	
	応接室 B	420 円	740 円	960 円	200 円	
	パントリー	420 円	740 円	960 円	200 円	
	附属設備	教育委員会が定める額				

(桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 35 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第 1(第 9 条関係)

市民ホール施設使用料

時間	午前 9時から12時 時まで	午後 1時から5時 まで	夜間 5時30分から9時 30分まで	全日 午前9時から午後9時 30分まで	
使用料	平日	5,500円	8,230円	11,000円	22,000円
	日曜日	6,600円	9,900円	13,200円	26,400円

別表第2(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

市民ホール設備使用料

設備	使用料	設備	使用料	設備	使用料	
音響設備	拡声装置	3,300円	映写機	1,100円	電子オルガン	2,200円
	マイク	1本につき 100円	舞台道具類	3,300円		
照明設備	A 照明灯 50個 未満	11,000円	能舞台	1,100円		
	B 照明灯 50個 以上	13,200円	ピアノ(フルコンサート)	3,300円		

別表第3中

「

西体育館	全館専用	310円
南体育館	全館専用	1,130円
	部分専用	550円
北体育館	全館専用	1,130円
	部分専用	550円
川内体育館	全館専用	310円
菱体育館	全館専用	310円

」

を

「

西体育館	全館専用	320円
南体育館	全館専用	1,150円
	部分専用	560円
北体育館	全館専用	1,150円
	部分専用	560円

川内体育館	全館専用	320 円
菱体育館	全館専用	320 円

」

に改める。

(桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例(昭和 50 年桐生市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,250 円」を「1,270 円」に改める。

(桐生市有隣館条例の一部改正)

第 5 条 桐生市有隣館条例(平成 7 年桐生市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第 1(第 9 条関係)

有隣館施設使用料

時間 ＼ 施設名		午前 9 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	全日午前 9 時か ら午後 9 時まで
れんが 蔵	平日	1,100 円	2,200 円	3,300 円	5,500 円
	日曜・ 休日	2,200 円	4,400 円	6,600 円	11,000 円
味噌・ 醤油蔵	平日	550 円	1,100 円	1,650 円	2,750 円
	日曜・ 休日	1,100 円	2,200 円	3,300 円	5,500 円
塩蔵	平日	330 円	660 円	990 円	1,650 円
	日曜・ 休日	660 円	1,320 円	1,980 円	3,300 円
酒蔵	平日	440 円	880 円	1,210 円	2,200 円
	日曜・ 休日	880 円	1,760 円	2,640 円	4,400 円
穀蔵	平日	330 円	660 円	990 円	1,650 円
	日曜・ 休日	660 円	1,320 円	1,980 円	3,300 円
その他 倉庫	平日	100 円	220 円	330 円	550 円
	日曜・ 休日	220 円	440 円	660 円	1,100 円
広場他	平日	100 円	220 円	330 円	550 円

	日曜・休日	220 円	440 円	660 円	1,100 円
--	-------	-------	-------	-------	---------

別表第 2(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第 2(第 9 条関係)

有隣館設備使用料

設備	使用料
照明器具	500W 未満 1 灯につき 1 回 50 円
	500W 以上 1 灯につき 1 回 100 円
音響器材	一式につき 3,300 円
調光器材	一式につき 3,300 円
ピアノ	1,100 円
電源(持ち込み料)	音響調整器一式につき 330 円
	照明機具一式につき 550 円
冷暖房	1 回(煉瓦蔵) 1,100 円

(桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 6 条 桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 107 号)の一部を次のように改正する。

別表伝習館の項中「510 円」を「520 円」に、陶芸館(ただし窯使用時のみ)の項中「3,080 円」を「3,130 円」に、「7,200 円」を「7,330 円」に改める。

(桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 44 年桐生市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項から同表第 11 項まで(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第 10 条関係)

1 桐生市民体育館使用料

(1) 専用使用料

区分			午前 9時から12 時まで	午後 0時から5 時まで	夜間 午後5時か ら9時まで	備考
入場料等を 徴収しない もの	スポーツ行 事一般使用	一般	5,640 円	9,250 円	7,070 円	スポーツ器 具を含む。
		高 校 生 以 下	2,690 円	4,410 円	3,370 円	
	スポーツ行 事以外の使 用	一般	22,600 円	36,740 円	29,660 円	
		高 校 生 以 下	10,790 円	17,530 円	14,160 円	

		下				
	プロスポーツ、営 利又は宣伝のため の使用		38,140 円	63,600 円	50,880 円	
入場料等を 徴収するも の	スポーツ行 事一般使用	一般	11,300 円	18,360 円	14,130 円	
		高 校 生 以 下	5,390 円	8,760 円	6,740 円	
	スポーツ行 事以外の使 用	一般	43,810 円	73,490 円	57,930 円	
		高 校 生 以 下	20,910 円	35,070 円	27,650 円	
	プロスポーツ、営 利又は宣伝のため の使用		76,300 円	127,190 円	101,750 円	

(2) 部分使用料

使用目的	単位		区分	使用料
体操	フロア	2分の1以内	1時間 一般	980 円
			高校生以下	470 円
卓球	1台	1時間	一般	90 円
			高校生以下	40 円
バドミントン	1面	1時間	一般	170 円
			高校生以下	80 円
バスケットボール	1面	1時間	一般	980 円
			高校生以下	470 円
バレーボール	1面	1時間	一般	630 円
			高校生以下	300 円
庭球	1面	1時間	一般	630 円
			高校生以下	300 円
トレーニング	1人	1時間	一般	170 円

2 新里社会体育館使用料

区分	使用料	備考
体 育 室 (全部)	市内 1,670 円	1回の使用は2時間以内
	市外 4,190 円	
体 育 室 (1区画につき)	市内 410 円	
	市外 1,040 円	

柔道場	市内	410 円
	市外	1,040 円
全館	市内	2,090 円
	市外	5,230 円

### 3 黒保根社会体育館使用料

区分	1 日 午前 7 時から 午後 5 時まで	午前 7 時から 12 時まで	午後 0 時から 5 時まで	夜間 午後 5 時から 9 時 30 分まで	夜間 午後 7 時から 9 時 30 分まで
全面	1,040 円	520 円	520 円	520 円	310 円

### 4 桐生球場使用料

区分		午前 9 時から 12 時まで	午後 0 時から 5 時まで	夜間 午後 5 時 から 7 時まで	夜間 午後 7 時 から 9 時まで
入場料等を徴収しないもの	一般	3,590 円	5,000 円	2,130 円	2,130 円
	高校生以下	1,710 円	2,390 円	1,020 円	1,020 円
入場料等を徴収するもの	一般	10,650 円	14,130 円	6,190 円	6,190 円
	高校生以下	5,080 円	6,740 円	2,950 円	2,950 円
プロスポーツ、営利又は宣伝のための使用		68,890 円	114,810 円	45,920 円	45,920 円

### 5 桐生球場附属球場使用料

区分		午前 9 時から 12 時まで	午後 0 時から 5 時まで
1 面	一般	1,150 円	1,930 円
	高校生以下	550 円	920 円

### 6 新里総合グラウンド使用料

区分	単位	使用料	備考
運動場	市内	無料	1 回の使用は 3 時間以内
	市外	1,670 円	
夜間照明	市内	30 分 1,570 円	—
	市外	30 分 3,870 円	—

### 7 新里補助グラウンド使用料

区分	使用料	備考
運動場	市内	無料
	市外	1,670 円

8 新里赤城運動広場使用料

区分	使用料	備考
運動場	市内	無料
	市外	1,670 円

9 新里西グラウンド使用料

区分	単位	使用料	備考
運動場	市内	—	1 回の使用は 3 時間以内
	市外	1,670 円	
夜間照明	市内	30 分	1,040 円
	市外	30 分	3,660 円

10 黒保根運動公園使用料

区分	単位	1 日		
		午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	午前 8 時 30 分から 12 時まで	午後 0 時から 5 時まで
ソフトボール場	1 面	2,090 円	1,040 円	1,040 円
ゲートボール場	1 面	1,040 円	520 円	520 円

11 桐生市民プール使用料

(1) 専用使用料

区分		午前 9 時から 12 時まで	午後 0 時から 5 時まで	夜間 午後 5 時 から 8 時まで	備考
50 メートルプー ル	一般	7,070 円	12,060 円	7,070 円	スポーツ器具を含む。
	高校生以下	3,370 円	5,760 円	3,370 円	
25 メートルプー ル	一般	3,590 円	5,640 円	3,590 円	
	高校生以下	1,710 円	2,690 円	1,710 円	

別表第 12 項(備考の部分を除く。)を次のように改める。

12 陸上競技場使用料

区分		単位	午前 9 時から 12 時まで	午後 0 時から 5 時まで
専用使用	一般	—	2,820 円	4,240 円
	高校生以下	—	1,350 円	2,020 円
個人使用		1 人	70 円	120 円

定期使用	一般	年度ごとに1人	2,560円
	高校生以下	年度ごとに1人	1,220円

別表第12項備考1中「1,630円」を「1,660円」に、「3,280円」を「3,340円」に改める。

別表第13項から同表第22項まで(備考の部分を除く。)を次のように改める。

#### 13 元宿、相生、相川庭球コート

区分		単位	午前 9時から 12時まで	午後 0時から 5時まで
専用使用	一般	1面	630円	900円
	高校生以下	1面	300円	430円
個人使用		1人	70円	120円
定期使用	一般	年度ごとに1人	3,840円	
	高校生以下	年度ごとに1人	1,220円	

#### 14 新里庭球コート使用料

区分	単位	使用料	備考	
庭球コート	市内	1面	410円	1回の使用は2時間以内
	市外	1面	830円	

#### 15 黒保根庭球コート使用料

区分	単位	1日		
		午前8時30分から 午後5時まで	午前8時30分から 12時まで	午後0時から 5時まで
庭球コート	1面	2,090円	1,040円	1,040円

#### 16 相撲道場使用料

区分		単位	午前 9時から 12時まで	午後 0時から 5時まで
専用使用	一般	—	630円	900円
	高校生以下	—	300円	430円
個人使用		1人	70円	120円
定期使用	一般	年度ごとに1人	2,560円	
	高校生以下	年度ごとに1人	1,220円	

#### 17 弓道場使用料

区分	単位	午前 9時から 12時まで	午後 0時から 5時まで
----	----	---------------------	--------------------

専用使用	一般	—	630 円	900 円
	高校生以下	—	300 円	430 円
個人使用		1 人	70 円	120 円
定期使用	一般	年度ごとに 1 人	2,560 円	
	高校生以下	年度ごとに 1 人	1,220 円	

#### 18 新里弓道場使用料

区分	単位	使用料	備考
弓道場	市内	1 人 310 円	1 回の使用は 4 時間以内
	市外	1 人 520 円	

#### 19 ユーユー広場使用料

区分	単位	午前	午後
		9 時から 12 時まで	0 時から 5 時まで
サッカー・ラグビー兼用競技場	一般	1 面 2,300 円	3,840 円
	高校生以下	1 面 1,100 円	1,830 円

#### 20 新里サッカー場使用料

区分	単位	使用料	備考
サッカー場	市内	—	1 回の使用は 3 時間以内
	市外	1,670 円	
グラウンドゴルフ場	市内	—	—
	市外	410 円	
夜間照明	市内	30 分 730 円	—
	市外	30 分 1,780 円	

#### 21 新里剣道場使用料

区分	使用料	備考
剣道場	310 円	1 回の使用は 2 時間以内

#### 22 新里卓球場使用料

区分	使用料	備考
卓球場	310 円	1 回の使用は 2 時間以内

別表第 23 項 3 号中「1,950 円」を「1,990 円」に、「900 円」を「920 円」に、「550 円」を「560 円」に改め、同表 4 号中「1,250 円」を「1,270 円」に改め、同表 5 号中「620 円」を「630 円」に、「1,250 円」を「1,270 円」に改める。

(桐生スケートセンター条例の一部改正)

第 8 条 桐生スケートセンター条例(昭和 47 年桐生市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

別表基準使用料の部大人(高校生以上)の項中「990円」を「1,010円」に、定期使用料の部大人(高校生以上)の項中「6,030円」を「6,140円」に、「貸切使用料」の項中「10,090円」を「10,270円」に、「1,250円」を「1,270円」に改める。

(桐生境野球場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 桐生境野球場の設置及び管理に関する条例(昭和51年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表球場使用料の項中「990円」を「1,010円」に、「310円」を「320円」に改める。

(桐生市新里総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 桐生市新里総合センターの設置及び管理に関する条例(平成21年桐生市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表第2(第8条、第10条関係)

使用料

区 分	使用料
大会議室	3,170円
第1会議室	720円
第2会議室	240円
第3会議室	300円
視聴覚室	370円
ふれあいルーム1	270円
ふれあいルーム2	220円

(桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例(平成18年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

大 人	平日	510円	410円	410円	25,710円	15,420円	10,280円
	土曜、日曜、祝日及びハイシーズン (7月21日から8月31日)	820円	660円	660円			

」

を

「

大	平日	520円	410円	410円	26,190円	15,710円	10,470円
---	----	------	------	------	---------	---------	---------

人	土曜、日曜、祝日及びハイシーズン (7月21日から8月31日)	830円	680円	680円			円
---	------------------------------------	------	------	------	--	--	---

に改める。

(桐生市斎場条例の一部改正)

第12条 桐生市斎場条例(平成18年桐生市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第7条関係)

区分	種別	単位	使用料		
			本市及び委託市の住民	左記住民以外	
火葬場	12歳以上の遺体	1体	無料	45,000円	
	12歳未満の遺体	1体	無料	22,500円	
	死産児	1体	無料	15,000円	
	手術肢体、胞衣等	1個当たり 1キログラム未満	1,100円		
		〃 1キログラム以上10キログラム未満	3,300円		
		〃 10キログラム以上30キログラム未満	5,500円		
		〃 30キログラム以上50キログラム未満	8,800円		
〃 50キログラム以上	11,000円				
待合室	第一待合室	2時間	5,500円	11,000円	
	第二待合室	2時間	5,500円	11,000円	
	第三待合室	2時間	5,500円	11,000円	
	第四待合室	2時間	5,500円	11,000円	
	第五待合室	2時間	3,300円	6,600円	
霊安室	霊安室	1体(24時間)	3,300円	6,600円	
通夜室	通夜室	1夜	16,500円	33,000円	
式場	通夜又は葬儀・告別式のため単独使用	中央式場	3時間	55,000円	110,000円
		第一	5時間	55,000円	110,000円

		式場			
	通夜と葬儀・告別式のため連続使用	中央式場	20時間	90,200円	180,400円
		第一式場	23時間	90,200円	180,400円
大広間及び和室	大広間		3時間	16,500円	33,000円
	第一和室		3時間	5,500円	11,000円
	第二和室		3時間	5,500円	11,000円
配膳室	配膳室		1回	3,300円	6,600円
業者控室	業者控室		1か月	11,000円	—

(桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第13条 桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年桐生市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物を含む。)」を削る。

別表第1項を次のように改める。

別表(第15条関係)

1 市が収集して処理した場合

区分		単位	金額
一般廃棄物粗大ごみ	1 家電製品類(掃除機、扇風機、ラジオ、電気ストーブその他これに類するもの)	1点	420円
	2 家具類(机、椅子、和ダンス、布団その他これに類するもの)		
	3 自転車類(自転車、3輪車、乳母車その他これに類するもの)		
	1 家電製品類(ステレオ、カラオケ機械、電子レンジ、スピーカーその他これに類するもの)	1点	630円
	2 家具類(オルガン、流し台、ミシン、ベッド、浴槽その他これに類するもの)		
犬・猫の死体	犬	1体	1,650円
	猫	1体	1,100円

別表第2項犬、猫の死体の部犬の項金額の欄中「510円」を「520円」に改める。

(桐生市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 14 条 桐生市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和 58 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

別表(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

1 桐生市勤労福祉会館

室名	使用料
大会議室	8,800 円
第 1 会議室	4,400 円
第 2 会議室	4,400 円
第 3 会議室	1,650 円
特別室	1,100 円
貸室	1 か月、1 平方メートルにつき 330 円

(桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 15 条 桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例(平成 11 年桐生市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号本文中「第 23 条」を「第 2 条第 5 項」に改める。

第 14 条第 5 号中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「3 箇月」を「3 か月」に改め、同項第 5 号中「1 箇月」を「1 か月」に改める。

別表の表を次のように改める。

区分	部屋番号	床面積	使用料(月額)
1	A—1	30 坪(99 平方メートル)	78,570 円
2	A—2	30 坪(99 平方メートル)	78,570 円
3	A—3	40 坪(132 平方メートル)	104,760 円
4	A—4	40 坪(132 平方メートル)	104,760 円
5	B—1	40 坪(132 平方メートル)	104,760 円
6	B—2	50 坪(165 平方メートル)	130,950 円
7	B—3	60 坪(198 平方メートル)	157,140 円
8	C—1	50 坪(165 平方メートル)	130,950 円
9	C—2	40 坪(132 平方メートル)	104,760 円
10	C—3	40 坪(132 平方メートル)	104,760 円
11	C—4	30 坪(99 平方メートル)	78,570 円
12	C—5	30 坪(99 平方メートル)	78,570 円

(桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 16 条 桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例(平成 23 年桐生市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第 8 条関係)

使用料

区分	午前 9 時から 午前 12 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで 午後 1 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
	大ホール	6,050 円	8,140 円	8,140 円	12,980 円
第 1 会議室	1,100 円	1,430 円	1,430 円	2,300 円	3,520 円
第 2 会議室	1,100 円	1,430 円	1,430 円	2,300 円	3,520 円
第 1 研修室	1,100 円	1,430 円	1,430 円	2,300 円	3,520 円
第 2 研修室	2,530 円	3,400 円	3,400 円	5,500 円	8,250 円
OA 研修室	4,730 円	5,600 円	5,600 円	7,700 円	10,450 円
技能研修室	月額 33,000 円				

(桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 17 条 桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例(平成 17 年桐生市条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2(第 7 条関係)

施設名	区分	使用料	説明
バンガロー	6 人用 1 棟 1 泊	5,230 円	寝具別
	20 人用 1 棟 1 泊	15,710 円	心身障害

				2分の1使用 7,850円	者団体半 額
テントサイト	利用料	1人1泊	大人(中学生以上)	200円	
			小人(3歳以上)	150円	
	持込みテント 1張につき1泊			830円	
バーベキュー 施設	花見ヶ原森 林公園	1人1回 2時間	大人(中学生以上)	200円	宿泊者は 除く。
			小人(3歳以上)	150円	
	利平茶屋森 林公園	炉1基2時間当たり		1,040円	
管理費	大人(中学生以上) 1人1回			200円	環境衛生 協力金
	小人(3歳以上) 1人1回			100円	

(桐生市黒保根町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 桐生市黒保根町山村開発センターの設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第83号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

第二会議室	830円	310円	520円	520円
第三会議室	520円	200円	310円	310円
研修集会室	1,570円	620円	940円	730円
和室	520円	200円	310円	310円

(桐生市黒保根町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 桐生市黒保根町交流促進センターの設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第84号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

談話室	1,570円	620円	830円	830円
実習室	520円	200円	310円	310円
和室	830円	310円	410円	410円
小会議室	520円	200円	310円	310円
大会議室	1,570円	620円	830円	830円

(桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成20年桐生市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表1泊2日の項中「1,540円」を「1,570円」に、同表2泊3日の項中「3,080

円」を「3,140円」に、同表3泊4日の項中「4,620円」を「4,710円」に、同表上記以外は、1泊増えるごとに右記の金額を加算するの項中「1,330円」を「1,360円」に改める。

(桐生市都市公園条例の一部改正)

第21条 桐生市都市公園条例(昭和46年桐生市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2号に掲げる行為の一部写真を撮影する行為の項中「1,250円」を「1,270円」に、同部映画又はテレビを撮影する行為の款中「3,770円」を「3,840円」に改める。

別表第4第1項茶室(悠緑菴)の項中「6,300円」を「6,420円」に、同表第2項入場料等を徴収しないものの部ステージのみ使用の項中「480円」を「490円」に、同部全体使用(芝生席を含む。)の項中「2,930円」を「2,980円」に、同表入場料等を徴収するものの項中「44,080円」を「44,900円」に改める。

別表第4第3項入場料等を徴収しないものの項中「13,210円」を「13,460円」に、入場料等を徴収するものの項中「198,390円」を「202,060円」に改める。

(桐生市南公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 桐生市南公園の設置及び管理に関する条例(昭和56年桐生市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1項から同表第4項まで(備考の部分を除く。)を次のように改める。

別表(第7条関係)

#### 1 広沢球場使用料

区分		午前 9時から12時 まで	午後 0時から5時 まで
入場料等を徴収しないもの	一般使用	3,590円	5,000円
	高校生以下	1,710円	2,390円
入場料等を徴収するもの	一般使用	10,650円	14,130円
	高校生以下	5,080円	6,740円
	職業野球	183,720円	

#### 2 庭球コート使用料

区分		午前 9時から12時まで	午後 0時から5時まで
専用使用	一般	1面 630円	1面 900円
	高校生以下	1面 300円	1面 430円
個人使用		70円	120円
定期使用	一般	年度ごとに1人	3,840円

	高校生	年度ごとに1人	1,220円
--	-----	---------	--------

### 3 運動広場使用料

区分		午前 9時から12時まで	午後 0時から5時まで
1	一般	1,150円	1,930円
面	高校生以下	550円	920円

### 4 野外ステージ使用料

区分		1日につき (午前9時から 午後5時まで)
入場料等を徴収しないもの	ステージのみ使用	370円
	全体使用(芝生席を含む。)	3,590円
入場料等を徴収するもの	全体使用(芝生席を含む。)	52,380円

(桐生市下水道条例の一部改正)

第23条 桐生市下水道条例(平成17年桐生市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第30条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(桐生市小規模汚水処理場設置条例の一部改正)

第24条 桐生市小規模汚水処理場設置条例(昭和56年桐生市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成17年桐生市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第14条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(桐生市水道事業給水条例の一部改正)

第26条 桐生市水道事業給水条例(平成10年桐生市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第2項、第27条第1項、第30条第1項及び第2項並びに第33条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(桐生市行政財産使用料条例の一部改正)

第27条 桐生市行政財産使用料条例(昭和59年桐生市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「1,000分の10」を「1,000分の11」に改める。

(桐生市手数料条例の一部改正)

第 28 条 桐生市手数料条例(平成 12 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

「

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,580,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,940,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 2,260,000 円

」

を

「

ウ 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,590,000 円
エ 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 1,950,000 円
オ 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	1 件につき 2,270,000 円

」

に改める。

(桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 29 条 桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成 20 年桐生市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 9 条関係)

使用料

区分	使用料
社会適応訓練室	610 円
調理室	1,220 円
多目的室	1,000 円
集会室	940 円
研修室	370 円
和室	100 円
101 会議室	1,220 円

102 会議室	590 円
103 会議室	610 円
201 会議室	640 円
301 会議室	490 円
302 会議室	490 円
303 会議室	490 円
304 会議室	660 円
401 会議室	610 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際既に改正前の桐生市立学校施設使用条例の規定、改正前の桐生市市民文化会館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市立青年の家設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市有鄰館条例の規定、改正前の桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市体育施設の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生スケートセンター条例の規定、改正前の桐生境野球場の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市新里総合センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市斎場条例の規定、改正前の桐生市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定、改正前の桐生市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市工場アパートの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市森林公園の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市黒保根町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市黒保根町交流促進センターの設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市ふるさと探訪ふれあい館の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市都市公園条例の規定、改正前の桐生市南公園の設置及び管理に関する条例の規定、改正前の桐生市行政財産使用料条例の規定、改正前の桐生市手数料条例の規定及び改正前の桐生市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定により、使用の承認又は許可を受け、使用料の納付をしているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前から継続して供給している上下水道及び排水処理施設(以下「上下水道等」という。)の使用で、この条例の施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用料及び料金(以下「使用料等」という。)の支払を受ける権利の確

定されるものに係る使用料等(この条例の施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利の確定される日が同月 31 日後である上下水道等の使用にあつては、当該確定されたもののうち、この条例の施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料等を前回確定日(その直前の使用料等の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)からこの条例の施行日以後初めて使用料等の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、改正後の桐生市下水道条例の規定、改正後の桐生市小規模汚水処理場設置条例の規定、改正後の桐生市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定及び改正後の桐生市水道事業給水条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 前項の場合において、月数は、暦にしたがって計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

## 議 案 説 明

### 議案第 29 号 消費税率等の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例案

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。